広島県職員委員会規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

## 広島県規則第十七号

## 広島県職員委員会規則等の一部を改正する規則

(広島県職員委員会規則の一部改正)

一条 改正する。 広島県職員委員会規則(昭和三十一年広島県規則第七十一号)の一部を次のように

第二条第三項第四号中「教育委員会委員長」を「教育長」に改める。

(特別職の職員等の期末手当等に関する規則の一部改正)

特別職の職員等の期末手当等に関する規則 (平成二年広島県規則第八十七号)の一

部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特別職の職員の期末手当等に関する規則

(特別職等の退職手当の特例に関する規則の一部改正)

第三条 特別職等の退職手当の特例に関する規則(平成二十二年広島県規則第十五号)

部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特別職の退職手当の特例に関する規則

第一条中「特別職等の退職手当に関する条例」 を「特別職の退職手当に関する条例」に

改める。

第二条中「特別職等」を「特別職」に改める。

(広島県公有財産管理規則の一部改正)

第四条 広島県公有財産管理規則(昭和三十九年広島県規則第三十一号)の一部を次のよう

に改正する。

第三条第一項中「第二十三条第二号」を「第二十一条第二号」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。